

〇うるま市長及び副市長交際費支出基準及び公表に関する要綱

平成24年3月30日

告示第67号

改正 平成27年3月31日告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、市長及び副市長(代理による出席者を含む。以下同じ。)が、市政の円滑な運営を図るため市を代表して行う外部との交際のために支出する経費(以下「交際費」という。)について、適正な執行と一層の透明性を図るため、その支出基準及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(支出基準等)

第2条 交際費の支出額は、必要最小限の額とし、交際費の種別、内容及び支出基準額等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(公表)

第3条 市長は、次に掲げる交際費の内容について、公表するものとする。

- (1) 支出月日
- (2) 行事名称等
- (3) 相手先
- (4) 支出額

2 交際費の公表は、別記様式により毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までうるま市ホームページに掲載するとともに、企画部秘書広報課において閲覧に供することにより行うものとする。

(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第50号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

種別	内容	支出基準額	備考
慶祝	市政に係る個人又は団体の各種総会、記念式典、祝賀会等への出席に係る経費	実費額 若しくは 3,000円以内	出席の案内があった場合のみ支出するものとし、原則として、酒及びソフトドリンク等の飲物を寄贈するものとする。飲物の寄贈によりがたい場合は、3,000円を限度として支出するものとする。

会費	市政に関係する個人又は団体の各種会議、懇親会等への出席に係る経費	相当額	会費にかかる実費相当額とする。
弔慰	香典、供花等		別表第2に定める支出基準による。
贈答	市政運営上必要な訪問及び陳情並びに来客時の土産としての経費	10,000円以内	
会食費	市政運営等のため、特に市長が必要と認める来賓及び要人と会食を行う経費	1人につき 5,000円以内	
その他	上記に掲げるもののほか、市政に係る渉外(連絡調整、交渉等)に際し、市長が特に必要と認める経費	相当額	社会通念上、妥当と認められる額とする。

別表第2(第2条関係)

対象者	死亡者	金額等
市長・副市長・教育長	本人	香典5,000円及び供花、広告
	配偶者	香典3,000円及び供花、広告
市職員	本人	香典5,000円及び供花、広告
市議会議長	本人	香典5,000円及び供花、広告
	配偶者	香典3,000円及び供花、広告
市議会議員	本人	香典5,000円及び供花、広告
	配偶者	香典3,000円及び供花
歴代市長・副市長(助役)・収入役・教育長・水道事業管理者	本人	香典5,000円及び供花、広告
歴代市議会議長	本人	香典5,000円及び供花、広告
歴代市議会議員	本人	香典5,000円
各種行政委員等	本人	香典5,000円
名誉市民	本人	香典5,000円及び供花、広告
その他市長が認める者		香典5,000円
<p>1 議会事務局と教育委員会が関連する場合は、相互調整して支出する事ができる。</p> <p>2 各種行政委員等とは、教育委員、選挙管理委員、農業委員、監査委員、事務受託者(自治会長)・市内小中学校長とする。</p> <p>3 原則、対象者本人が県外在住の場合は、対応しない。</p>		

